

令和6年度 部局経営方針

部局名	市民環境部	部局長名	歌津 京子	令和6年7月1日 現在	
部局の経営資源	職員数 (人)	6月補正後予算額 (千円)		令和6年度中に策定予定の計画 (根拠法令等)	
	正職員	80	一般会計	3,269,529	日向市地球温暖化防止対策実行計画 (地球温暖化対策の推進に関する法律) 第3次日向市環境基本計画 (日向市環境基本条例)
	再任用職員	14	特別会計	7,874,454	
			前年度繰越額(千円)		
	会計年度任用職員	39	一般会計	14,556	
	任期付職員	7	特別会計		
<p>【基本姿勢】 市民環境部は、第2次総合計画後期基本計画の基本目標である「市民が共に支え合い、自立した生活を送る健康長寿のまち」、「自然を守り、安全で安心な環境で心豊かに暮らせるまち」、「市民一人ひとりが地域とつながる市民協働のまち」づくりを推進し、当該計画の将来像である「海・山・人がつながり 笑顔で暮らせる 元気なまち」の実現を図ります。</p> <p>【総合計画・基本理念】 市民環境部は、第2次総合計画後期基本計画の全ての分野で尊重される基本理念である「全ての人の人権が尊重されるまちづくり <人権尊重>」、「市民との協働による市民が主役のまちづくり <市民協働>」、「地域力の活用による自立したまちづくり <地域力活用>」の実現を図ります。</p> <p>【総合計画・基本目標】 2 市民が共に支え合い、自立した生活を送る健康長寿のまち 2-6 社会保障制度の安定運営 ○ 国民健康保険制度において、保険料の収納率向上や国・県補助金の確保等による適正な運営を図るとともに、被保険者の疾病予防、医療機関の適正受診、ジェネリック医薬品の利用促進等による医療費の適正化対策の推進に取り組みます。 ○ 後期高齢者医療制度において、宮崎県後期高齢者医療広域連合と連携した適正な運営を図るとともに、医療費の節減に向け、健康診査の受診率向上やジェネリック医薬品の利用促進等に取り組みます。 ○ 国民年金制度の適正な運営のため日本年金機構と協力連携し、同制度の啓発活動を推進するとともに、各種年金相談に対してきめ細かな対応に努めます。</p> 4 自然を守り、安全で安心な環境で心豊かに暮らせるまち 4-3 安全・安心な生活環境の確保 ○ 市民ボランティアや警察などと連携しながら、安全で安心な生活環境の確保に向けて、地域防犯・交通安全の啓発活動を推進します。 ○ 市民からの相談や要望などについて、関係機関と連携を図り、適切な対応に努めます。 4-4 循環型社会の実現 ○ 循環型社会の実現に向けて、「日向市ごみ処理基本計画」に基づき、一般廃棄物の発生抑制、減量化及び資源化に取り組むとともに、分別の徹底や廃棄物の適正処理を推進します。 4-5 自然環境の保全と活用 ○ 自然環境や生活環境を保全するため、第2次「日向市環境基本計画」に基づき、市民や事業所等と連携した環境保全活動や河川の水質汚濁防止に取り組むとともに、公害防止に向けた意識向上を図ります。 ○ 脱炭素社会の実現に向けた「日向市ゼロカーボンシティ宣言」に基づき、「省エネルギー・省資源の推進」「再生可能エネルギーの導入」「陸と海の二酸化炭素吸収量の維持」に努めます。 6 市民一人ひとりが地域とつながる市民協働のまち 6-3 市民に信頼される行政サービスの提供 ○ 市民に開かれた市役所を目指し、正確で迅速・丁寧な窓口サービスの提供に努め、窓口の利便性の向上を図ります。 6-5 未来につなげる財政運営 ○ 市税について、市民の公平負担の観点から、適正な課税と徴収、債権管理に努めます。					
総合計画に基づく部局の経営戦略					

様式1-2 総合計画に基づく重点戦略と重点プロジェクト

【市民環境部】

番号	戦略	重点プロジェクト	具体的な施策	代表的な指標 (KPI)	施策の内容	所管課	R6 予算事業名	R6現状と課題	R6取組内容	R6上半期	R6下半期	令和6年度 成果指標															
												指標の説明	目標値	単位													
1	生3の社会顔づく暮らしらせる地域共	トせる社会みづなくれた地域で暮らす	の6支援のみ充実の排出困難者へ	市民アンケート調査で「ずっと住み続けたい」「どちらかといえば住み続けたい」と答えた割合 【R1】75.4% ↓ 【R6】80.0%	1 ごみ等の排出が困難な世帯に対し、戸別収集「まごころ収集」によるごみ排出の支援を行います。 2 ごみ収集時に安否確認を行うなど、見守り活動の充実に取り組みます。 3 ごみ等搬出が困難な世帯に対し、分別方法の説明を行い、日常生活の自立を促します。	環境政策課	ごみ処理事業	まごころ収集におけるサービス利用者の緊急時の対応について課題が明確になりました。今後は、サービス利用者関係機関との連携体制を整備し、課題解決を図る必要があります。また、収集時に声かけを希望しない世帯の対応を関係機関と協議します。	ごみ等の排出が困難な高齢者世帯等に対し、週2回(火、金)の定期収集を実施し、対象世帯の見守りと日常生活の支援に取り組みます。業務中にサービス利用者の異常等を発見した場合、速やかに対応できるよう関係機関との連携を密にし緊急時の連絡体制を整備します。	週2回(火、金)のまごころ収集を実施し、高齢者等の見守りと日常生活の支援を行います。関係機関と緊急時の連絡体制の構築や、連携についての協議を行います。	週2回(火、金)のまごころ収集を実施し、高齢者等の見守りと日常生活の支援を行います。サービス利用者が増加する都度、関係機関との協議を実施し連携体制を構築します。	①サービス利用世帯数 ②連携体制の構築が完了したサービス利用世帯の割合	① 70 ② 100	①世帯 ②%													
4															自然豊かな快適な強いまちづくり	3 自然が残る美しいまちづくりプロジェクト	1 自然に親しむ環境づくり	2 環境に関する学習会や自然環境の保全活動を支援します。	環境政策課	自然保護事業	河川モニターの高齢化、固定化が進んでおり、あり方も含めて検討が必要です。また、保存樹の枯死状況が顕著になっているため、保存樹の適正な解除をする必要があります。クリーンアップ日向の参加者の高齢化が顕著となっているため、幅広い年齢層への呼びかけが必要です。	河川環境モニターの監視活動、小学生による水辺環境調査、クリーンアップ日向の実施、保存樹等の管理に対する補助及び指定・解除の簡素化、ボランティア清掃活動の支援を行います。	河川環境モニターによる監視活動を行います。水辺環境調査を実施します。保存樹、保存樹林の管理への支援を行います。ボランティア清掃実施者に対し、軍手やゴミ袋を支給します。また、支給についての周知拡大を図ります。クリーンアップ日向について、関係機関等に広く周知します。	河川環境モニターによる監視活動を行います。水辺環境調査を実施します。保存樹、保存樹林の管理への支援を行います。ボランティア清掃実施者に対し、軍手、ゴミ袋を支給します。また、支給についての周知拡大を図ります。クリーンアップ日向を実施します。	①河川環境モニター活動報告件数 ②水辺環境調査の実施回数 ③クリーンアップ日向参加者数	①156 ②7 ③600	①件 ②回 ③人
5																											
6	2 不法投棄の防止に向けた啓発を行います。	環境政策課	不法投棄対策事業	各所において違法な不法投棄の発生が顕著になっています。	監視カメラや啓発看板等による発生抑止を継続的に実施します。また、廃棄物の分類により、日向警察署や日向保健所との連携を図り、現地確認や原因者(不法投棄者)に対する指導を強化します。	発生個所の状況を把握し、現場に応じた啓発等を実施します。(監視カメラの設置状況) ・撮影可カメラ:5台 ・ダミーカメラ:24台	発生個所の状況を把握し、現場に応じた啓発等を実施します。	パトロール回数	200	回																	

様式1-3 その他に取り組む重点事業

【市民環境部】

番号	基本目標名称	施策名称	具体的な施策名称	所管課	R6予算事業名	R6現状と課題	R6取組内容	R6上半期	R6下半期
1	2 健康福祉	6 社会保障制度の安定運営	① 国民健康保険制度の適正運営	国民健康保険課	国民健康保険事業特別会計	被保険者数は年々減少してきており、安定した事業運営を行うためには、財源を確保するとともに、医療費の適正化対策に取り組む必要があります。	収納率向上を図るため、引き続き、納税相談、催告、差押え等に取り組むとともに、納付方法の拡大として地方統一QRコード(eL-QR)に対応するシステム導入に取り組めます。また、医療費の抑制を図るため、重複・頻回受診者に対する指導やジェネリック医薬品の利用促進等に取り組めます。	①納税相談や差押えを継続するとともに、8月の保険証切替前に、滞納者への一斉催告を行います。 ②重複・頻回受診が見られる世帯を訪問し、状況の把握や指導等を行います。 ③保険証の切替時などにおいて、「ジェネリック医薬品お願いシール」を配布し、利用促進に努めます。	①継続して、納税相談、催告、差押え等に取り組めます。 ②eL-QRに対応するシステムを導入します。 ③重複・頻回受診が見られる世帯を訪問し、状況の把握や指導等を行います。 ④保険加入時などにおいて、ジェネリック医薬品の利用促進に努めます。
2	4 生活環境	7 適切な生活排水の処理	③ 槽の合併処理適正化	環境政策課	財光寺汚泥処理施設運営費	老朽化による設備等の更新が急務であり、浄化センターとの共同化を推進します。	昨年度同様に、財光寺汚泥処理場で発生する汚泥を浄化センターに全量移送し、処理に係る経費の節減を図ります。	財光寺汚泥処理場で発生する汚泥を浄化センターに全量移送し、処理に係る経費の節減を図ります。	財光寺汚泥処理場で発生する汚泥を浄化センターに全量移送し、処理に係る経費の節減を図ります。
3		9 環境の快適な住宅整備	③ 衛生施設管理運営費	環境政策課	財光寺汚泥処理場改築更新事業	老朽化による設備等の更新が急務であり、浄化センターとの共同化を推進します。	共同化に向け、現施設をし尿等受入施設(前処理施設)として更新整備(PFI等導入)するための基本設計を行います。	基本設計業務委託を発注します。	基本設計を完了します。

様式1-4 行財政改革大綱に基づく行動計画

【市民環境部】

番号	基本方針	取組項目	実施項目	所管課	R6取組内容	R6上半期	R6下半期
1	市民に信頼される行政サービスの提供	広報・広聴活動の充実	市民ニーズの的確な把握	税務課	制度についての情報発信を適宜行っていきます。	制度についての情報発信を納税通知書等を通じて適宜行っていきます。	制度についての情報発信を適宜行っていきます。
2				市民課	広報紙や市ホームページ等を通じて適宜、情報発信を行います。	広報紙や市ホームページ等を通じて適宜、情報発信を行います。	広報紙や市ホームページ等を通じて適宜、情報発信を行います。
3				課康国保、課民健	市ホームページについて、適宜新たな情報に更新するとともに、広報紙を活用した情報発信を行います。	市ホームページの内容等を確認し、適宜更新を行うとともに、制度の変更等について情報発信を行います。	制度の変更等について、広報紙や市ホームページを活用した情報発信を行います。
4				環境政策課	ごみの排出方法等についての情報発信を市のホームページ等により適宜行っていきます。	情報発信を適宜行います。	情報発信を適宜行います。
5		市民に開かれた市役所づくり	窓口サービスの充実	課民市、課健民、課税康、課務保、課險国	昼休み窓口業務を継続します。問い合わせ状況等に応じて職員を増員しながら、昼休み窓口業務を継続します。	昼休み窓口業務を継続します。問い合わせ状況等に応じて職員を増員しながら、昼休み窓口業務を継続します。	昼休み窓口業務を継続します。問い合わせ状況等に応じて職員を増員しながら、昼休み窓口業務を継続します。
6				市民課	年度初め、年度末休日の窓口開設を継続します。マイナンバーカードの交付率の向上を目指し、未申請者に対する啓発や施設などへの申請補助等に取り組みます。	年度初めの休日窓口を開設します。マイナンバーカードの未申請者に対する啓発や施設などへの申請補助等に取り組みます。	年度末の休日窓口を開設します。マイナンバーカードの未申請者に対する啓発や施設などへの申請補助等に取り組みます。
7				策環課境政	祝日のごみの排出・収集に伴う電話対応業務を行います。	祝日のごみの排出・収集に伴う電話対応業務を行います。	祝日のごみの排出・収集に伴う電話対応業務を行います。

様式1-4 行財政改革大綱に基づく行動計画

【市民環境部】

番号	基本方針	取組項目	実施項目	所管課	R6取組内容	R6上半期	R6下半期
8	提る 供行市 政民 サに ー信 ビ頼 スの れ	情報公開と個人 情報の保護	情報公開制度と 個人情報保護 制度の適正な 運用	税保国市 務険民民 課課健課 、康、	個人情報の保護に関する研修会等 への参加を通じて、知識の向上を図 り、適正な運用を行います。	研修会等に積極的に参加するととも に、個人情報の保護に留意し、適正 な運用を行います。	個人情報の保護に留意し、適正な運 用を行います。
9				課環 境 政 策	不法投棄が継続している個所を監視 カメラ等を活用し重点的に監視しま す。 原因者が判明した場合は、日向警察 署・日向保健所と連携し指導します。	不法投棄が継続している個所を監視 カメラ等を活用し重点的に監視しま す。	上半期の成果によって、監視場所を 見直ししながら、監視を継続します。
10	未 来に つな げる 財 政 運 営	自主財源の確 保	債権管理の推 進	税 務 課	債権管理の各種会議、庁内検討委 員会及び研修会を開催します。	債権管理関係者会議の開催 債権管理庁内検討委員会の開催 債権管理初任者研修会の開催	債権管理関係者会議の開催 債権管理初任者研修会の開催
11				税 務 課	納税手段の維持確保や滞納の早期 把握に努めます。	納税手段の周知等に努めます。 滞納把握による催告等を行います。	上半期の取組の継続します。 合同公売会への参加及び市独自の 公売会の開催について検討します。
12				国 民 健 康 保 険 課	滞納者への電話や文書による催告、 差押え等を積極的に行うとともに、新 たな滞納者への早期対応を行います。 納付方法の拡大を図るため、地方統 一QRコード(eL-QR)に対応する システム導入に取り組みます。	滞納者への催告や財産調査等を行 い、調査状況に応じて差押えを行 います。また、新たな滞納者への催告 など、早期対応を行います。	滞納者への催告や財産調査等を行 い、調査状況に応じて差押えを行 います。また、新たな滞納者への催告 など、早期対応を行います。 eL-QRのシステムを導入します。
13	財 政未 来に つな げる 運 営	自主財源の確 保	使用料、手数料 の見直し	策環 課境 政	市民及び事業所アンケート調査の結 果を活用して各種計画を策定しま す。	アンケート調査の結果を取りまとめま す。	アンケート調査の結果を参考に計画 を策定します。
14			広告掲載事業 の拡充	市 民 課	新広告付き番号案内システム運用 広告入り窓口用封筒の配布 広告入り出生届、婚姻届の配布	新広告付き番号案内システム運用 広告入り窓口用封筒の配布 広告入り出生届、婚姻届の配布	新広告付き番号案内システム運用 広告入り窓口用封筒の作成、配布 広告入り出生届、婚姻届の作成、配 布